

第三十二号議案

江戸川区小岩アーバンプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区小岩アーバンプラザ条例の一部を改正する条例

江戸川区小岩アーバンプラザ条例（平成二年十月江戸川区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第九条中「減額」を「減額し、」に改める。

第十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十五条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第一貸切使用料(一)の表ホールの項中「九、八七〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「一九、七五〇円」を「二〇、一二〇円」に、「二四、六九〇円」を「二五、一五〇円」に、「五四、三一〇円」を「五五、三二〇円」に、「一一、八三〇円」を「一二、〇五〇円」に、「二三、六六〇円」を「二四、一〇〇円」に、「二九、六二〇円」を「三〇、一七〇円」に、「六五、一一〇円」を「六六、三二〇円」に改め、同表第一楽屋の項中「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五六〇円」に改め、同表第二楽屋の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二六〇円」に改め、同表第三楽屋の項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二三〇円」に改め、別表第一貸切使用料(二)の表スカイプールの項中「七、四一〇円」を「七、五五〇円」に、「八、

六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一五、五三〇円」を「一五、八二〇円」に、「四〇、二二〇円」を「四〇、九七〇円」に改め、別表第一貸切使用料(三)の表健康スタジオの項中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表集会室(第(一)の項から講習室の項までの規定中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表和室の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。